

教職員と生徒・保護者との連絡手段に関わる規程

北海道北見緑陵高等学校

(趣旨)

第1条 生徒に対して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、携帯電話や電子メールを活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、こうした個人情報の取得や利用を一切禁止するのではなく、適切な利用や管理に関するルールを本規程で定める。

(適用対象)

第2条 連絡手段の適用対象は、次のとおりとする。

- (1) スマートフォン等の情報通信端末による通話やマルチメディア・メッセージング・サービス(MMS)、ショート・メッセージ・サービス(SMS)
- (2) 学校が生徒に付与するアカウント(～@hokkaido-c.ed.jp)や生徒の私的アカウントを利用した電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNSという)、各種クラウドサービス

(生徒の個人情報の取得)

第3条 職員が、校務運営上の必要性から取得しようとする電話番号、電子メールアドレス、SNSアカウント、クラウドサービス向けアカウント等(以下、電話番号等という)の生徒の個人情報は、事前に対象範囲、取得する個人情報の種類、取得の目的を明確にし、生徒本人及び保護者の同意を得た上で、校長の許可を得て取得する。

- 2 1の許可の期間は当該年度末までとする。
- 3 取得した電話番号等の個人情報は、使用目的に照らし、不要となった時点で、速やかに廃棄する。
- 4 職員が、生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得た上で提供する。

(連絡手段の使用)

第4条 職員が生徒から直接取得した電話番号等を用いて連絡を取ることができる対象は、次のとおりとする。

- (1) HR担任及び自らのクラスの生徒
 - (2) 部局活動の顧問及び当該部局に所属する生徒
 - (3) その他、校務運営上必要であると校長が認める職員とその範囲
- 2 連絡手段を利用する内容や場面は、次のとおりとする。
- (1) 職員から生徒への連絡は、予定変更などの一方向の事務連絡とし、相談等の双方向のやり取りは行わない。

(2) 生徒から職員への連絡は、欠席等の一方向の事務連絡とし、理由の確認が必要な場合は、保護者を通じて行う。

また、端末を利用して、生徒から個人的な悩みなどの相談があった場合は、学校であるいは家庭訪問により対応する。

(規程の周知)

第6条 本規程は、学校ホームページに掲載するとともに、年度当初に生徒及び保護者に周知する。

付則

この規程は、平成27年4月15日から施行する。

付則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。